

鳥取県事業承継支援補助金（移定住・創業者支援タイプ）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県事業承継支援補助金（移定住・創業者支援タイプ）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「県内中小企業者」とは、県内に所在する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。

(2) 「移定住者」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 第5条第1項に規定する補助事業実施計画書等の提出日時点で本県以外の区域に住所を有し、本県に定住しようとする者のうち、補助事業の完了日までに本県に転入する者

イ 第5条第1項に規定する補助事業実施計画書等の提出日時点において、本県以外の区域から本県に転入して2年を経過していない者

(3) 「創業」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始すること（イに掲げるものを除く。）

イ 事業を営んでいない個人が、県内で新たに中小企業者に該当する会社を設立し、当該会社の代表者へ就任し、当該会社が事業を開始すること

(4) 「創業者」とは、第5条第1項に規定する補助事業実施計画書等の提出日から補助事業完了日までに、前号ア又は前号イに掲げる創業を行う個人をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、県内中小企業者から移定住者又は創業者（以下「移定住者等」という。ただし、中小企業者の代表者の配偶者及び3親等以内の親族に当たる者を除く。以下同じ。）への事業承継・事業引継ぎ（以下「事業承継」という。）を促進するため、移定住者等が事業承継の際に必要な初期投資を支援し、地域経済の維持及びさらなる活性化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（2,000千円を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 本事業の実施期間は12か月以内とする。

(補助事業実施計画書の提出及び審査)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書(以下「補助事業実施計画書等」という。)を商工労働部企業支援課長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事は、補助事業実施計画書等の提出があったときは、「鳥取県事業承継支援補助金(移定住・創業者支援タイプ)についての可否を決定するために知事が開催する承認審査会」(以下「審査会」という。)に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。

3 前項の審査に当たっては、別に定める鳥取県事業承継支援補助金(移定住・創業者支援タイプ)審査要領の審査基準による審査を行うものとする。

4 第2項の規定に関わらず、別に定める基準に該当する場合は、補助事業実施計画書を審査会に諮らないことができる。

(交付申請の時期等)

第6条 知事は、前条第2項の審査会又は第4項の基準に基づく審査の終了後、補助事業実施計画書を提出した者に対し速やかに採択の可否を通知するものとし、また、事業採択となった者(以下「事業採択者」という。)に対しては採択の通知の日から2週間以内に規則第5条の申請書の提出を求めるものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む金額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

第8条 (削除)

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額に係る変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

(3) 本補助事業の中止又は廃止

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 10 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 15 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告の時期等)

第 11 条 規則第 17 条第 3 項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 15 日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第 5 号によるものとする。

(財産の処分制限)

第 12 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費
第5条第1項に規定する補助事業実施計画書等の提出日から補助事業完了日までに、移定住者等が県内中小企業者から事業承継し、新たに事業を実施する際に必要な初期投資を行う事業	移定住者又は創業者	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入、新增設、外装・内装工事、改修、リース費用等） ※貸付の用に資する設備は対象外とする。